

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

訓令 甲

ページ

○公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令

(管財課)

一

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(介護保険室)

一

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

()

二

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

()

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

()

三

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

()

三

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

()

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

四

○昭和四十一年宮城県告示第九百十七号(蔵王国定公園の公園事業の決定)

(観光課)

四

の一部改正

(観光課)

四

○保安林の指定施業要件の変更

(森林整備課)

五

○建設業の営業の停止

(事業管理課)

五

○道路の区域変更(四件)

(道路課)

五

○道路の供用開始

()

六

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

七

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

()

七

○第一種市街地再開発事業の終了の認可

(建築宅地課)

七

企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

七

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

九

訓令 甲

○宮城県訓令甲第三号

公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令

公有財産事務取扱規程(昭和五十五年宮城県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三譲与の項中

二十年以上

を 十年以上

に、同表減額譲渡

の項中

十年以上

を 七年以上

に、同表売払いの項中

十年以内

を 五年以内

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の公有財産事務取扱規程別表第三の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処分する公有財産について適用し、施行日前に処分した公有財産については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第二百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五二〇二六二〇	リハビリステーションばんざん 仙台市青葉区落合一丁目二番五十一号	株式会社敬愛	平成二十年一月十五日
〇四七五二〇二七四五	デイサービスやわらぎ 仙台市青葉区芋沢字小阪南五十二番地の二	有限会社サン開発やわらぎ	平成二十年一月十五日
〇四七五二〇一八六九	デイサービスセンターにこトピア萩野町 仙台市宮城野区萩野町二丁目八・十二	株式会社サンメディック	平成二十年一月十五日
〇四七二五〇二五〇二	デイサービスひなげしの丘 志田郡松山町千石三百五十四・一	有限会社ポブラ	平成二十年一月二十八日

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五二〇二〇二四	フランスベッドメディカルサービス株式会社東北事業所 仙台市宮城野区岩切字分台六十二	フランスベッドメディカルサービス株式会社	平成二十年一月二十五日

三 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五二〇二〇二四	フランスベッドメディカルサービス株式会社東北事業所 仙台市宮城野区岩切字分台六十二	フランスベッドメディカルサービス株式会社	平成二十年一月二十五日

〇宮城県告示第百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五二〇二〇三二	フランスベッドメディカルサービス株式会社仙台居宅介護支援事業所 仙台市宮城野区岩切字分台六十二	フランスベッドメディカルサービス株式会社	平成二十年一月二十五日

〇宮城県告示第百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者の名称	指定年月日
〇四七五二〇二七四五	デイサービスやわらぎ 仙台市青葉区芋沢字小阪南五十二番地の二	有限会社サン開発やわらぎ	平成二十年一月十五日
〇四七五二〇一八六九	デイサービスセンターにこトピア萩野町 仙台市宮城野区萩野町二丁目八・十二	株式会社サンメディック	平成二十年一月十五日
〇四七二五〇一五〇二	デイサービスひなげしの丘 志田郡松山町千石三百五十四・一	有限会社ポブラ	平成二十年一月二十八日

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者の名称	指定年月日
〇四七五二〇二〇二四	フランスベッドメディカルサービス株式会社東北事業所 仙台市宮城野区岩切字分台六十二	フランスベッドメディカルサービス株式会社	平成二十年一月二十五日

三 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七五二〇二〇二四	事業者の名称及び所在地 所 フランスポッドメディカル サービス株式会社東北事業 所 仙台市宮城野区岩切字分台 六十二	申請者の名称 フランスポッドメディカ ルサービス株式会社	指定年月日 平成二十年 一月二十五日
-------------------------	--	------------------------------------	--------------------------

○宮城県告示第二百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇〇六七六	事業者の名称及び所在地 クリスタル介護センター石 巻市双葉町三、三十一、 二フレンドハウスB号室	申請者名 株式会社クリスタル介護 センター	廃止年月日 平成十九年 十二月三十一日
○四七〇三〇〇三四四	ケアクルー介護ステーション 塩竈市後楽町十二番七号	株式会社ケアクルー	平成二十年 一月三十一日
○四七五二〇二六四六	ケアサービス青葉 仙台市青葉区小田原四丁目 二番十号	特定非営利活動法人サン ケア	平成二十年 一月三十一日

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七五二〇〇六五五	事業者の名称及び所在地 仙台駅東口デイサービスセ ンター 仙台市宮城野区榴岡二丁目 四番十九号	申請者名 医療法人掬水会	廃止年月日 平成二十年 一月十四日
○四七五四〇一一七〇	八本松デイサービスサロン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号	東邦ビル株式会社	平成二十年 一月三十一日

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号

○四七五二〇〇三二七	事業者の名称及び所在地 所 フランスポッドメディカル サービス株式会社東北事業 所 仙台市青葉区宮町一丁目一 番五十九号田丸ビル	申請者名 フランスポッドメディカ ルサービス株式会社	廃止年月日 平成二十年 一月二十四日
○四七五四二一九九七	東邦ビル株式会社 仙台市太白区八本松二丁目 九、十八	東邦ビル株式会社	平成二十年 一月三十一日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七五二〇〇三二七	事業者の名称及び所在地 フランスポッドメディカル サービス株式会社東北事業 所 仙台市青葉区宮町一丁目一 番五十九号田丸ビル	申請者名 フランスポッドメディカ ルサービス株式会社	廃止年月日 平成二十年 一月二十四日
○四七五四二一九九七	東邦ビル株式会社 仙台市太白区八本松二丁目 九、十八	東邦ビル株式会社	平成二十年 一月三十一日

○宮城県告示第二百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七五二〇〇六五五	事業者の名称及び所在地 仙台駅東口デイサービスセ ンター 仙台市宮城野区榴岡二丁目 四番十九号	申請者名 医療法人掬水会	廃止年月日 平成二十年 一月十四日
○四七五二〇一八〇四	フランスポッドメディカル サービス株式会社仙台居宅 介護支援事業所 仙台市青葉区宮町一丁目一 番五十九号田丸ビル	フランスポッドメディカ ルサービス株式会社	平成二十年 一月二十四日

○宮城県告示第二百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事

業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	廃止年月日
〇四七〇二〇〇六七六	クリスタル介護センター石巻市双葉町三・三十二・二フレンドハウスB号室	株式会社クリスタル介護センター	平成十九年十二月三十一日
〇四七〇三〇〇三四四	ケアクルー介護ステーション塩竈市後楽町十二番七号	株式会社ケアクルー	平成二十年一月三十一日
〇四七五一〇二六四六	ケアサービス青葉仙台市青葉区小田原四丁目二番十号	特定非営利活動法人サンケア	平成二十年一月三十一日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	廃止年月日
〇四七五二〇〇六五五	仙台駅東口デイサービスセンター仙台市宮城野区榴岡二丁目四番十九号	医療法人掬水会	平成二十年一月十四日
〇四七五四〇一一七〇	八本松デイサービスサロン仙台市太白区八本松二丁目九番十八号	東邦ビル株式会社	平成二十年一月三十一日

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	廃止年月日
〇四七五一〇〇三二七	フランスベッドメディカルサービス株式会社東北事業所仙台市青葉区宮町一丁目一番五十九号田丸ビル	フランスベッドメディカルサービス株式会社	平成二十年一月二十四日
〇四七五四二一九九七	東邦ビル株式会社仙台市太白区八本松二丁目九番十八号	東邦ビル株式会社	平成二十年一月三十一日

四 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	廃止年月日
〇四七五二〇〇三二七	フランスベッドメディカルサービス株式会社東北事業所仙台市青葉区宮町一丁目一番五十九号田丸ビル	フランスベッドメディカルサービス株式会社	平成二十年一月二十四日
〇四七五四二一九九七	東邦ビル株式会社仙台市太白区八本松二丁目九番十八号	東邦ビル株式会社	平成二十年一月三十一日

〇宮城県告示第二百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二〇〇〇七五	蔵王すずしる刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原一・七二九	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人はらから福祉会	平成二十年三月一日
〇四一五五〇〇五五二	就労支援センターウイングル・ヒューマンサポート仙台市泉区高森二丁目一番地の四十一番地三F	就労移行支援 就労継続支援A型	株式会社ウイングル・ヒューマンサポート	平成二十年三月一日

〇宮城県告示第二百九号

昭和四十一年宮城県告示第九百十七号（蔵王国定公園の公園事業の決定）の一部を次のように改正し、平成二十年三月七日から施行する。

なお、関係書類は、宮城県庁（経済商工観光部観光課）、宮城県大河原地方振興事務所、蔵王町役場及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号イの表に次のように加える。

秋山沢線	起点・宮城県刈田郡蔵王町(後烏帽子岳) 終点・宮城県刈田郡蔵王町及び宮城県刈田郡七ヶ宿町 (屏風岳)
後烏帽子岳線	起点・宮城県刈田郡蔵王町(烏帽子ススキ場) 終点・宮城県刈田郡蔵王町(後烏帽子岳)

○宮城県告示第二百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台大迫字岩淵山一四、一五の一から一五の三まで、一六、一七、二四、二五の一から二五の三まで、二七の一から二七の三まで、二九の一から二九の四まで、三〇、三一、三二の一、三三の二、三八の一から三八の四まで、三九の一(次の図に示す部分に限る)、四一、四二の一、四三の一、四四の一、四四の二

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり「は」、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大崎市役所(農林振興課)に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第二百十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)以下「法」という。(第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十年三月七日

一 処分をした年月日
平成二十年二月二十七日

二 被処分者の商号又は名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名 有限会社日野工業 日野 邦夫	主たる営業所の所在地 石巻市前谷地字樋口百五十一番地の一	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般・十六 第一万五千四百六号
-------------------------------------	---------------------------------	---

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十年三月十二日から同月十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

同社の業務に関し産業廃棄物を不法に焼却したことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するものとして、同社及び代表取締役が、石巻簡易裁判所からそれぞれ罰金十万円の略式命令を受け、その刑が確定したことが法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百五十七号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員	敷地の延長
	(メートル)	(メートル)

刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町三四番地先から 同町遠刈田温泉仲町三五番一地先まで	前	一〇・五 一七・五	六三・一
	後	一三・〇 二二・七	六三・一

○宮城県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上山白石線
- 三 道路の区域

刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町三四番地先から 同町遠刈田温泉仲町三五番一地先まで	前	一〇・五 一七・五	六三・一
	後	一三・〇 二二・七	六三・一

○宮城県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県登米土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南登米線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-------	-----------------	-----------------

登米市豊里町白鳥山一〇三番四地先から 同市豊里町白鳥山一〇番一地先まで	前A	四・四 八・〇	二〇五・〇
	後A	四・四 八・〇	二〇五・〇
	後B	五・〇 一五・八	二〇二・五

○宮城県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大衡仙台線
- 三 道路の区域

黒川郡大和町小野字岩倉五三番二九地先から 同郡同町小野字蛇石山六番二三地先まで	前	三七・〇 七六・〇	二二三・〇
	後	二七・〇 五三・五	二二三・〇

○宮城県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県登米土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南登米線	登米市豊里町白鳥山一〇三番四地先から 同市豊里町白鳥山一〇番一地先まで	平成二十年 三月七日

○宮城県告示第二百十七号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 吉岡南第二地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町大和インター周辺土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一

三 設立認可の年月日

平成十年一月二十九日

四 変更認可の年月日

平成二十年三月三日

○宮城県告示第二百十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の二十第一項の規定により、第一種市街地再開発事業の終了について、次のとおり認可した。

平成二十年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称及び所在地

台町ティ・エム・シー株式会社 大崎市古川台町三番二十七号

二 事業施行期間

平成十六年三月二十三日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

大崎市古川駅前大通一丁目五百五十七番及び五百五十八番、古川駅前大通二丁目百九十九番、二百番、二百一十一番、二百一十二番、二百一十三番、二百一十四番、二百一十五番、二百一十六番、二百一十七番、二百一十八番、二百一十九番、二百二十番、二百二十一番、二百二十二番、二百二十三番、二百二十四番、二百二十五番、二百二十六番、二百二十七番、二百二十八番、二百二十九番、二百三十番、二百三十一番、二百三十二番、二百三十三番、二百三十四番及び二百三十五番並びに古川中里一丁目三百七十九番、三百八十番、三百八十一番、三百八十二番、三百八十三番、三百八十四番、三百八十五番、三百八十六番、三百八十七番、三百八十八番、三百八十九番、三百九十番、三百九十一番、三百九十二番及び三百九十三番

四 事業の名称

台町地区第一種市街地再開発事業

五 施行認可の年月日

平成十六年三月十六日

六 終了認可の年月日

平成二十年二月二十七日

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年三月七日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ポリ塩化アルミニウム（単価契約）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年二月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号

五 落札金額 三万四千六百元（一トン当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年一月十一日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十年三月七日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十年三月十四日 午後三時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 教育功績者表彰について

2 平成二十年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

3 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

4 職員の仕事について

5 宮城県教育委員会教育長の任命について

6 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

7 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

8 学校教育法施行細則の一部改正について

9 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則について

10 指導力不足等教員の取扱いに関する規則について

11 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

12 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

13 小規模校の再編について

四 傍聴者の定員

七人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第十七号

平成二十年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年三月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 槻 田 久 純

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一五一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八四、五九一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七 四、七 〇 一	岩 沼 選 挙 区	一 一、七 九 一
宮 城 野 選 挙 区	四 九、一 一 六	登 米 選 挙 区	二 四、三 一 〇
若 林 選 挙 区	三 四、五 六 五	栗 原 選 挙 区	二 二、三 三 二
太 白 選 挙 区	五 九、一 八 七	東 松 島 選 挙 区	一 一、六 七 九
泉 選 挙 区	五 五、八 一 九	大 崎 選 挙 区	三 七、三 三 四
石 巻・牡 鹿 選 挙 区	四 八、六 二 〇	柴 田 選 挙 区	二 三、三 一 〇
塩 釜 選 挙 区	一 六、二 七 七	亘 理 選 挙 区	一 四、五 八 三
気 仙 沼 選 挙 区	一 八、一 一 四	宮 城 選 挙 区	一 三、〇 三 二
白 石・刈 田 選 挙 区	一 四、九 八 六	黒 川 選 挙 区	二 一、七 九 六
名 取 選 挙 区	一 八、二 五 〇	加 美 選 挙 区	九、五 七 五

角田・伊具選挙区 一三、六七四
遠田選挙区 一二、三八八
多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、三〇〇
本吉選挙区 八、一三七

○宮選管告示第十八号

平成二十年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十年三月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 槻 田 久 純

三八四、五九一